

平成29年度事業報告

平成29年4月1日～平成30年3月31日

公益財団法人 井上育英会

I. 事業の状況

1. 奨学生の選考・奨学金の貸与

(1) 大学別・年次別 学生数・奨学金貸与額 (平成30年3月31日現在)

大 学	採用	年次別学生数(人)						奨学金貸与額(円)		
		6年	5年	4年	3年	2年	計	月 額	留学対応等	年間貸与総額
北海道大学	4	2		6	4	4	16	472,000	△150,000	5,514,000
東北大学	4	1		4	2	4	11	324,000	△690,000	3,198,000
東京大学	6	1		5	8	4	18	590,000	△495,000	6,585,000
東京工業大学				3			3	100,000		1,200,000
一橋大学	2			1	1	2	4	135,000		1,620,000
名古屋大学	1			1	1		2	58,000	△132,000	564,000
京都大学	2			2	2	2	6	210,000	45,000	2,565,000
大阪大学				1	3		4	135,000	△210,000	1,410,000
九州大学	1		1	1	3		5	148,000		1,776,000
合 計	20	4	1	24	24	16	69	2,172,000	△1,632,000	24,432,000

(2) 奨学金貸与月額	自宅	自宅外
東京・近畿	30,000円	35,000円
その他の地域	28,000円	30,000円

(3) 留学対応等

〈留学対応〉

平成29年度分前渡済み	5名	△1,317,000円 (期中帰国 貸与再開)
平成29年度分貸与休止	2名	△455,000円
平成30年度分前渡	2名	190,000円

〈その他〉

月額変更(4～8月分)	2名	△50,000円 (自宅30,000円 → 自宅外35,000円)
-------------	----	-----------------------------------

2. 奨学生に対する勉学、進路等の指導・助言

(1) 月例会等

在京学生に対して、毎月第一水曜日奨学金支給時に学生委員を中心とするOBが夕食を共にし懇談と指導を行った。各支部でも毎月奨学金支給時に懇談会が行われ、いずれも奨学生の相談が相次ぎ進路等について適確なアドバイスを与えた。

また季節の例会として、初夏例会(6月21日「モバイル通信の近未来」(株)KDDI総合研究所代表取締役会長 渡辺文夫氏)、秋季例会(11月15日「経営と健康を考える『これからの働き方』」一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 阿久津 聡氏)、新年例会(1月17日)を開催。いずれも学生とOB会員ら数十人が集い、講演と懇談で啓発の実をあげた。支部においても、東海(7月)、近畿(12月)、東北(1月)などでそれぞれ行われた。

(2) 卒業祝賀行事

3月2日の祝賀前夜祭は、全国の卒業生と新奨学生と昨年同様それ以外の奨学生も参加、OB含め88人が老舗 江知勝のすきやきを囲んで懇談。学生の自己紹介とOBの激励が続いた。

翌3日の祝賀会はホテルグランドパレスで行われ、役員や支部代表の先生方から卒業生らにはなむけの言葉が贈られた。

また同日、卒業生以外の全国の奨学生が参加し交流会が行われた。昼は、東京の学生が「チーム対抗 ミステリーラリー in TOKYO2018」を企画。東京観光を通じたゲームを楽しんだ。夜にはOBも加わり懇親会を行い、他支部の奨学生との交流を深めた。

卒業生を送る会は北海道・東北・九州など支部ごとにも行われた。

(3) 新奨学生歓迎行事・スキー合宿等

首都圏在住の新奨学生を歓迎するバス旅行が7月1・2の両日に行われた。新奨学生と先輩の学生・院生・OBらが参加、笠間稲荷、水戸偕楽園、水戸東照宮、大洗水族館など水戸歴史探訪といわき路の名所を訪ねる旅を楽しんだ。北海道・東北の各支部でも歓迎会・一泊旅行等が行われた。

恒例のスキー合宿は平成30年1月6日から3日間、苗場スキー場で行われた。9人が参加、白銀の大自然の中で滑りを楽しみながら、心身を鍛えた。

(4) 会誌の発行等

会誌「新桜菱」第242号(H29.5) 第243号(H29.9) 第244号(H29.12) 第245号(H30.2)

3. 育英資金の募金

本年度は延べ160人の方から応募があり、醸金総額は2,414,000円であった。

4. 事務局事務所の移転

平成29年11月23日 事務局の事務所を市ヶ谷に移転した。年間約100万円の削減となる。

II. 附属明細書

事業における重要な事項は平成29年度事業報告書に記載されており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は、特に無いため、当年度の附属明細書は作成しない。